

平成25年労第400号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬等を行うA会社（以下「会社」という。）に入社し、平成〇年〇月より営業業務に従事していた。請求人よれば、平成〇年〇月頃から睡眠障害、倦怠感、不安感等の症状が現れ、平成〇年〇月〇日、Bクリニックに受診し「神経症」と診断され加療した。その後、複数の医療機関に転医し、平成〇年〇月〇日からC病院に受診し「うつ病」と診断され入院加療を繰り返している。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に係る精神障害の発病については、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は意見書において、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインによる「F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとしており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等から専門部会の意見を妥当なものとして判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月の間に体験した出来事で、精神障害の発病に直接の原因となった出来事の具体的な内容として、会社は親族経営で社長の奥さんの妹である営業部長からパワーハラスメントを受けたこと、30年くらい前の前科や前歴などについて誹謗中傷されたこと、社員の前で「葉でもやてるんちゃうか」と言われたことが一番苦痛であったことなどを主張している。

(4) 請求人が主張するこの出来事を認定基準別表1に当てはめると、出来事の類型「⑤対人関係」、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。トラブルの内容、程度について、会社同僚は「請求人の素行が悪いので、（営業部長が）強く言うことはあったと思いますが、暴言はありませんでした。」と述べている。社長は「会社の営

業はノルマがありませんし、営業目標もありません。Dの直接の上司は私になります。会社の方針は、当然私が決めています。営業職の当日の業務内容等については本人の裁量に基本的に任せていることがあります。Dの勤務態度は極悪非道でした。」と述べている。

両者の申述からして、請求人が営業部長から素行に関して注意を強い口調で受けたとしても、そもそも請求人の勤務態度の悪さが原因であると考えられることから、業務指導の範囲内の指導・叱責であったと判断するのが相当である。また、出来事の前後に恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の強度の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5) その他、請求人に認定基準別表1が示す特別な出来事は認められない。

(6) なお、社長は「平成〇年頃に恐喝未遂で逮捕されたことがあり、その時に警察が会社のロッカーを検めたことがありました。」と述べていること、会社同僚は「会社で逮捕されても、解雇しなかったので会社は温情があったほうだと思います。」と述べていることなどから、請求人の勤務態度の悪さはもとより、社会への適応にも問題があることがうかがわれ、さらに、請求人本人が本件疾病の発病前から睡眠薬を常飲していることや母親の死亡、妻との離婚、多額の借金について述べていることからして、当該精神障害の発病の原因にはその脆弱性の大きさが関与していると言わざるを得ないことを付言する。

(7) 以上を総合すると、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による出来事の心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、したがって、本件疾病は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。